

社会福祉法人安芸太田町社会福祉協議会 役員等報酬・費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人安芸太田町社会福祉協議会定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 報酬の額は、次のとおり定める。

日額 3,500円

(費用弁償)

第3条 費用弁償による費用は、役員等が召集に応じ、会議出席、町外出張した場合の費用とし、車賃、宿泊料とする。

- 2 費用弁償の額は、別表1のとおりとする。
- 3 町内会議で車賃を支給する範囲は、片道2km以上とする。
- 4 公用車等を利用した場合は、車賃は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 社会福祉法人安芸太田町社会福祉協議会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程はの実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月17日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表 1

費用弁償額

内 容		弁 償 額	備 考
車賃	鉄道賃 バス賃 航空賃	実 費	
宿泊料	甲地方	10,900円	旧6大都市
	乙地方	9,800円	以 外

社会福祉法人安芸太田町社会福祉協議会 会長・副会長報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人安芸太田町社会福祉協議会（以下「社協」という。）の会長、副会長がその職務に従事するための出勤をしたときに、報酬の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 報酬の額は、次のとおりとする。

会長	月額	30,000円
副会長	月額	10,000円

(支給方法)

第3条 報酬の支給は、毎会計年度半期毎に支給する。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成29年6月17日から施行し、平成29年4月1日から適用する。